



第3次新見市 子ども読書活動推進計画

～にいみっ子どもん読書プラン～

令和2年12月
新見市

目次

第1 計画について	1
I 計画策定の趣旨	1
II 計画の目的	1
III 基本方針	2
IV 計画の期間	2
V 計画の対象	2
第2 第2次計画の取組と成果、課題、情勢の変化	3
I 第2次計画の取組と成果	3
II 子どもの読書に関する新見市の現状と課題	5
III 子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化	9
1 学校図書館法の改正等	
2 学習指導要領の改訂等	
3 情報通信手段の普及・多様化	
第3 子どもの読書活動の推進方策	10
I 子どもの読書活動の推進体制等の整備	10
II 家庭における取組	10
III 図書館における取組	11
IV 地域における取組	12
V 学校等における取組	13
1 保育所、幼稚園、認定こども園	
2 小学校、中学校、高等学校等	
3 学校図書館	
VI 民間団体の活動に対する支援	16
VII 普及啓発活動	16

第1 計画について

I 計画策定の趣旨

「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年法律第154号)に基づき、国においては、平成30年4月に第四次計画となる「子どもの読書活動の推進計画」を、岡山県においては、平成31年3月に第4次「岡山県子ども読書活動推進計画」を策定しました。

新見市においても、これらの計画及び、第2次までの「新見市子ども読書活動推進計画」の成果と課題を踏まえて本計画を策定しました。本計画では、家庭、地域、学校等における子どもの読書活動推進のための整備、充実に取り組み、子どもたちが読書に魅力を感じる環境づくりを進めるため、総合的かつ計画的な行政施策を明らかにするとともに、継続して推進するものです。

II 計画の目的

「自ら本を読み、読書を通じて自分の生活をより豊かにできる子どもを育てる」

～目指す子どもの姿～

まず「自ら本を読んでいる姿」とは、読書に対して興味・関心をもち、自ら進んで読書しようとする意欲を持っている姿であり、同じ分野の本を読み深めたり、様々な分野の本へと幅広く読み広げている姿です。

次に、「読書を通じ自分の生活をより豊かにできる子どもの姿」とは、一つ目は、読んだ本について自分の考えを持ったり、語り合うことを通じて自分の考えを広げたり深めたりすることで、子ども一人一人が自分の「ものの見方・感じ方・考え方」が豊かになっている姿です。書き手の意図をとらえ、共感したり、疑問に思ったり、思索したりして、文章を読み味わうことが大切で、それによって自らの心情を豊かにし、思考力や想像力を伸ばし、人間、社会、自然などに対して自分なりの考えを持つようになります。二つ目は、幅広く読書することで、知識や情報を収集し活用する力を身に付けている姿です。「幅広く」とは、文学的な文章や論理的な文章ばかりでなく、実用的な文章も読んだり、芸術的な内容、社会科学的な内容、自然科学的な内容など分野の幅広さとともに、図書館の目録を検索したりウェブページを検索したりして様々な文章を探して読むという、知識や情報を手に入れる方法や場の幅広さも含んでいます。

今後ますます情報化が進展する社会において、より良く生きるために、読書の幅を広げ、読書の習慣を養うことは重要であり、子ども一人一人が自分の人間性を培うこと、様々な方法で知識や情報を収集し活用する力を身に付けること、社会との関わりを学びつながっていくことなど、自分の生活を豊かにできる子どもの育成を目指しています。

Ⅲ 基本方針

本計画の基本方針は、第1次・第2次計画を継承し、以下の3点とします。

- (1) 子どもが読書に親しむ環境の整備
- (2) 子どもの読書活動についての情報発信
- (3) 家庭・学校・地域のネットワークづくり

Ⅳ 計画の期間

令和2（2020）年度から概ね5年間とします。

Ⅴ 計画の対象

0歳から概ね18歳までを対象とします。

第2 第2次計画の取組と成果、課題、情勢の変化

I 第2次計画の取組と成果

第2次新見市子ども読書推進計画(平成26年度～令和元年度)においては、次の3つの項目を「重点取組」として取り組んできました。

(1) 学校等における子どもの読書活動推進

学校図書館の充実だけではなく、家庭や図書館との連携を図ることにより読書環境を整え、生涯にわたる読書環境づくりに向けた取組の充実に努めました。

取組

- ・一斉読書の実践
- ・学校への団体貸出
- ・「こどもお楽しみ会」※1「出張おはなし会」※2等の事業の周知・実施
- ・小学生による「一日図書館員」事業の実施
- ・小学生の遠足・見学の受入
- ・中学生、高校生、特別支援学校生徒の職場体験事業の受入
- ・各学校の実態に沿った、学校図書館の整備・充実
- ・学校図書館への市立図書館司書の派遣事業の実施(月2回)
- ・市街地循環バス「ら・くるっと」の無料乗車券を小・中学生、高校生に交付

成果

- ・授業前に「朝読書」を実施することにより、児童生徒が落ち着いて1時間目を始めることができるようになりました。
- ・児童生徒も、図書委員会などで図書室のレイアウトの工夫や、友だち同士で本を薦め合う活動を行うようになりました。
- ・平成30年度より、未配置であった学校図書館へ市立図書館司書を派遣し、児童生徒の読書環境が司書の支援により充実しました。
- ・平成29年9月より、市街地循環バス「ら・くるっと」を利用して中央図書館に来館する児童生徒の乗車賃を無料とし、児童生徒の図書館利用が増加しました。

(2) 家庭教育への支援及び子どもの読書活動を支える人材の育成・協働

乳幼児期からの読み聞かせ等の家庭教育支援を推進しました。また、各団体への継続的な支援や学校、図書館、各団体の相互理解を深める場を設け、連携・協働を推進しました。

※1 こどもお楽しみ会

図書館の読み聞かせボランティアや図書館職員が、子どもに対して、読み聞かせ、紙芝居、手遊び、エプロンシアター、影絵、人形劇、工作などを定期的に開催している。

※2 出張おはなし会

小学校と図書館が連携・協力し、ボランティアが市内の小学校に出向き、読み聞かせ、小道具を使ったお話、ストーリーテリング(話し手が、おはなしや物語を覚えて、本無しで聞き手に語って聴かせること)、おすすめ本の紹介などを行って、子どもたちの読書活動を支援し、心豊かな児童を育成する。

取組

- ・ブックスタート事業※3の実施・継続
- ・セカンドブック事業「1年生わくわくブックプレゼント」※4の実施
- ・「読書カード」※5の実施
- ・「ノーメディアデー」※6の設定
- ・市報、図書館だより、ホームページ、チラシ等を活用した、図書館での子ども向けイベント情報の紹介
- ・「どンドン読書おはなし会」※7等の事業の周知・実施
- ・幼児クラブへの情報提供
- ・にいみ子育てカレッジ「にこたん」※8の「出張ひろば I N新見中央図書館」の受入

成果

- ・平成15年度より実施したブックスタート事業、そのフォローアップ事業として平成27年度より実施したセカンドブック事業により、家庭における読み聞かせ等、保護者と子どもがともに本にふれる機会を広げました。
- ・「読書カード」や「ノーメディアデー」の実施により、家庭での読書時間を確保し、親子で読書に親しむ機会が充実しました。
- ・市報、図書館だより、ホームページ以外にも、ケーブルテレビで図書館のイベントや図書館利用方法等の番組を放映し、図書館の利用促進につながりました。
- ・図書館での子ども向けイベントや「どンドン読書おはなし会」の実施など、子どもの読書活動に対する支援を積極的に行い、子どもが本とふれ合う機会の拡大につながりました。
- ・平成30年度より、にいみ子育てカレッジ「にこたん」と中央図書館とが連携し、「出張ひろば I N新見中央図書館」を実施し、子育て支援を充実させました。

※3 ブックスタート事業

乳幼児が本との出会いを通し親子のふれあいを深めることを目的とした事業。新見市では、9～10ヵ月健診時にブックスタートの説明とともに、絵本2冊等を配付している。

※4 セカンドブック事業

ブックスタートのフォローアップ事業で、本との出会いや読書の楽しみを深めることを目的とする。新見市では、小学校の入学時に、おすすめ本20冊のリストの中から1冊選んでもらい児童に本を贈る。

※5 読書カード

読書の時間・冊数・感想等を記入し、自分が読んだ本の記録を残す。保護者もコメントを書くことで、親子で読書意欲を高める。

※6 ノーメディアデー

小・中学校を対象に、各校の実状にあわせて、スマホやゲームなどの使用を制限する日を設定する。

※7 どンドン読書おはなし会

保育所等の施設や地域の幼児クラブ等の団体と図書館が連携し、ボランティアが保育所等に出向いて、絵本の読み聞かせ、紙芝居、手遊び、エプロンシアターなどを行って、読書の喜びや楽しみを親子で共有し、子どもの読書活動推進の重要性について認識し、心豊かな子どもを育成するための読書環境をつくる。

※8 にいみ子育てカレッジ「にこたん」

地域の重要な社会資源である新見公立大学内に、子育て支援拠点（子育てカレッジ）を設置し、大学の専門知識等を生かした地域のモデル事業などを実施する。地域の幅広い子育て支援関係者や子育て中の親などが事業実施や運営に関わっており、地域ニーズに即した質の高い地域参加型子育て支援事業を行っている。

(3) 市立図書館の機能を生かした子どもの読書活動の推進

市民の生涯学習を支える施設として、図書等の資料の収集と提供に努めました。また関係団体と協力しながら、読書活動の推進に取り組みました。

取組

- ・中央図書館の整備
- ・児童図書の整備
- ・読み聞かせ等の直接的な児童サービスの提供
- ・推薦図書コーナー・特集展示コーナーの設置
- ・読書通帳の導入
- ・移動図書館車の充実
- ・市内図書館・図書コーナー職員の研修会の開催

成果

- ・平成29年度に、新見市立中央図書館が新しく開館し、施設整備の改善や資料の増加によって、子どもの読書環境が充実しました。
- ・中央図書館では、絵本に出てくるおやつを作る「絵本とおやつの時間」、絵本作家によるトークライブや絵本の原画展等、子ども向けイベントを実施し、子どもたちが図書館に親しむ機会を充実させました。
- ・平成29年度に、自分の読書履歴を保存できる読書通帳を導入し、子どもたちの読書意欲を促進しました。
- ・小・中学校、保育所、幼稚園、こども園を対象に巡回貸出を行っていた移動図書館車について、令和元年度は一般市民を対象に巡回貸出を開始し、図書館から遠隔地の市民にも図書館サービスを提供できるようになりました。

II 子どもの読書に関する新見市の現状と課題

(1) 現状

平成29年度については、どの年代層も登録者数・利用者数・貸出冊数が増加しています。これは、新見市立中央図書館が新しく開館したことの影響と考えられます。

特に小学生は、新館開館により見学や遠足で中央図書館を利用する機会が多くなり、図書館の利用促進につながったと考えられます。

中・高校生の図書館利用については、自習や無料Wi-Fi※9の利用等、来館者数は増加傾向にありますが、図書の貸出にはつながっていません。

※9 無料Wi-Fi

公衆無線LANの一種で、Wi-Fi対応のパソコンやスマートフォンを持っていれば無料で利用できるインターネットサービス。新見市ではパスワードの取得が必要である。

(2) 課題

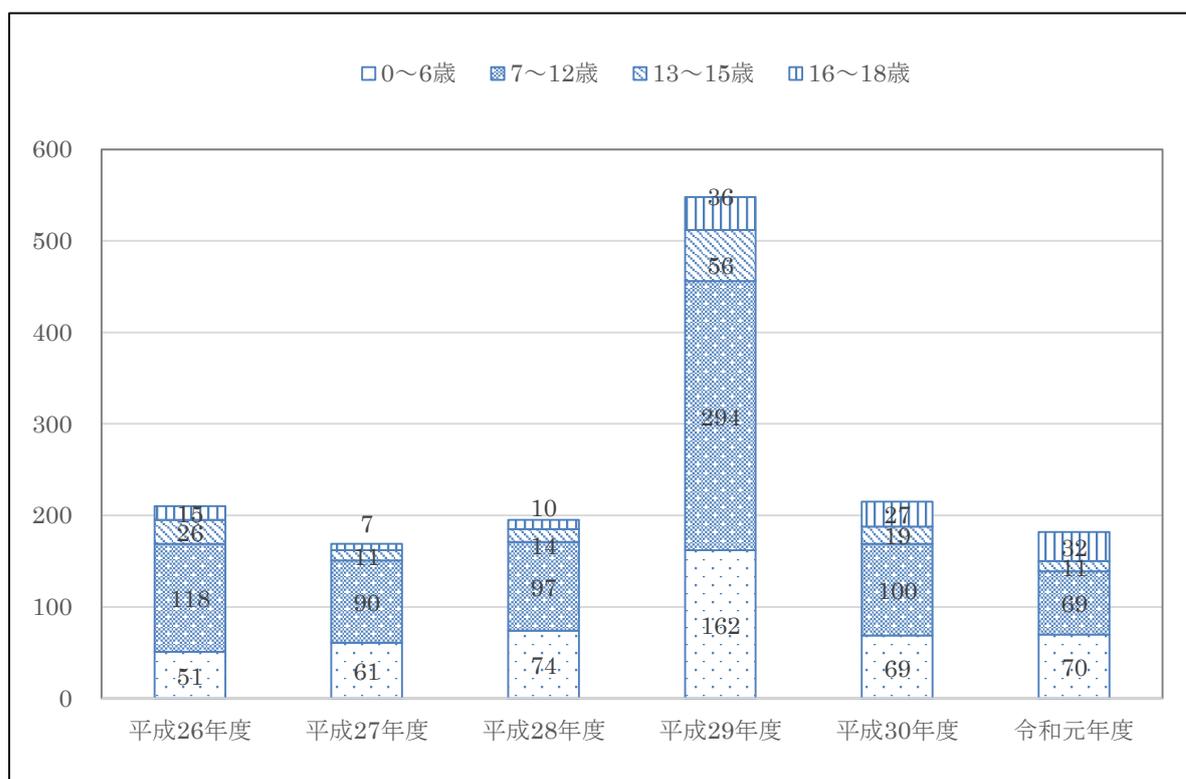
学校との連携については、平成29年度から市立図書館から学校図書館に司書の派遣を行っていますが、1校につき月2回しか派遣できておらず、学校司書が不足しています。

市立図書館で行っている多くの取組が小学生以下を対象としているもので、中・高校生を対象としたものが多くありません。貸出冊数の推移をみても、小学生は読書に親しむ機会があっても、中学生になると読書活動から遠ざかる傾向が見られ、中・高校生への読書活動の支援が必要といえます。

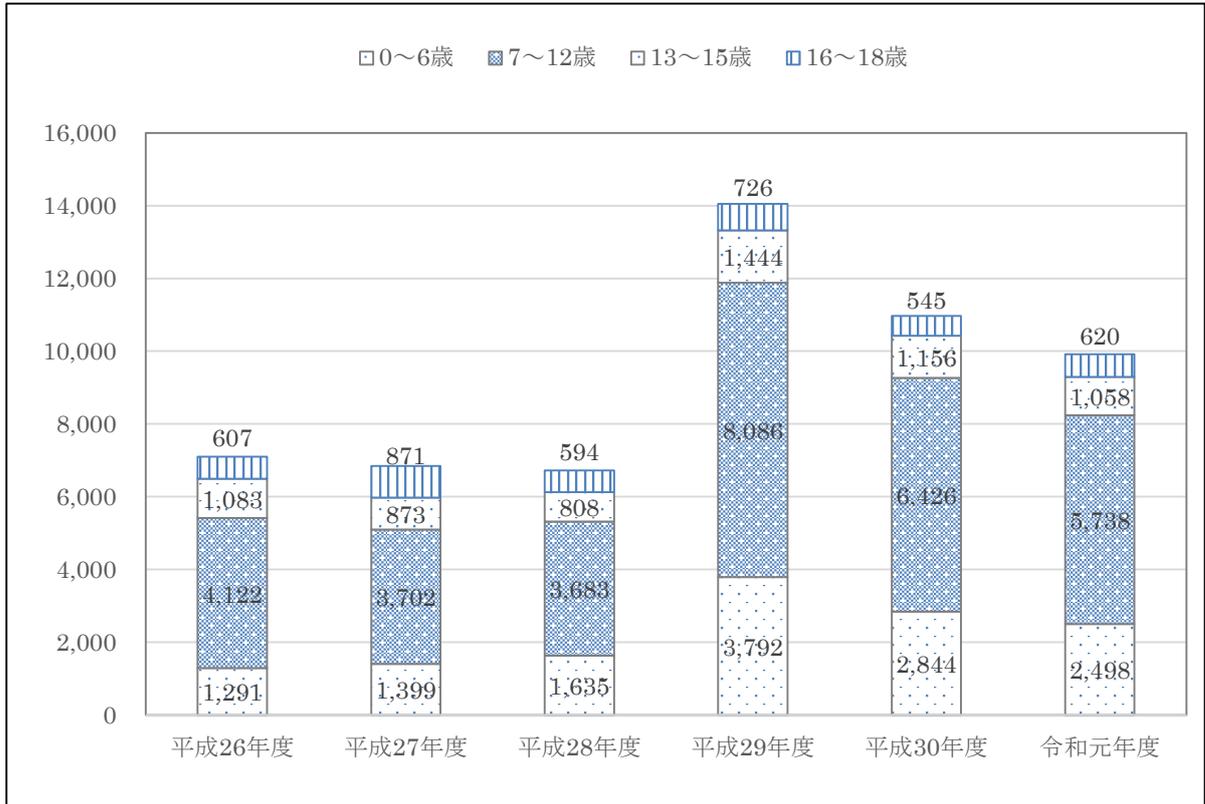
読み聞かせボランティアに新しい人材が入らず、高齢化が進んでいます。新しいボランティアの受入と組織づくりを進めていく必要があります。

【参考資料】

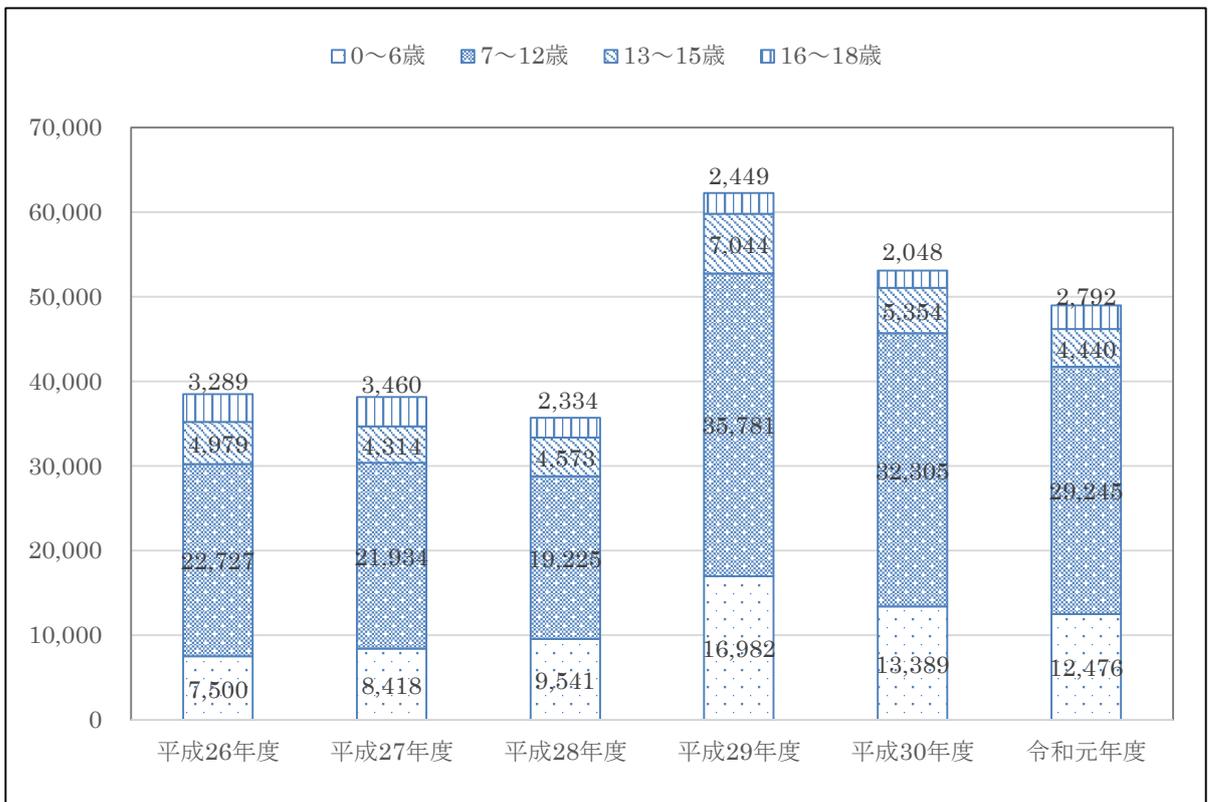
■ 0～18歳の新見市図書館年齢別登録者数



■ 0～18歳の新見市図書館年齢別貸出者数



■ 0～18歳の新見市図書館年齢別貸出冊数



■移動図書館利用状況

【貸出人数】

対象	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
学校等	6,689	6,913	3,781	5,518	5,227	4,652
一般						62

【貸出冊数】

対象	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
学校等	21,081	19,630	12,541	19,978	19,706	19,239
一般						249

■新見市図書館蔵書冊数

年度	種別	中央	哲西	大佐	神郷	哲多	移動図書館
平成26年度	児童	25,030	16,243	8,629	5,446	1,884	5,243
	一般	67,016	45,588	9,654	5,359	1,823	1,028
平成27年度	児童	25,884	16,794	8,790	5,611	1,983	5,348
	一般	68,572	44,504	9,973	5,565	2,002	1,075
平成28年度	児童	25,643	16,915	8,972	5,588	2,079	3,948
	一般	64,808	45,156	10,299	5,678	2,151	511
平成29年度	児童	26,791	17,148	9,148	5,738	2,140	4,090
	一般	68,769	45,287	10,562	5,874	2,274	544
平成30年度	児童	27,950	17,771	9,314	5,867	2,159	4,287
	一般	70,448	45,365	10,797	6,014	2,383	572
令和元年度	児童	29,007	17,535	9,378	5,926	2,221	3,981
	一般	72,818	45,197	10,818	6,098	2,465	603

Ⅲ 子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化

1 学校図書館法の改正等

平成26年に学校図書館法の一部を改正する法律が成立し、学校司書の法制化がなされるとともに、学校司書への研修等の実施について規定されました。

これを踏まえ、文部科学省において、学校図書館の整備充実を図るため、学校図書館の運営上の重要な事項について、その望ましいあり方を示す「学校図書館ガイドライン」と、学校司書の専門的知識・技能を習得できる望ましい科目・単位数等を示す「学校司書のモデルカリキュラム」が作成されました。

2 学習指導要領の改正等

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び方策等について（答申）」（平成28年12月21日）において、全ての教科等における資質・能力の育成や学習の基盤となる言語能力の向上が求められるとともに、言語能力を向上させる重要な活動の一つとして、読書活動の充実が求められています。

この答申を踏まえ、学習指導要領が改訂され、平成29年3月31日に幼稚園教育要領、学校及び中学校学習指導要領が公示され、また、平成30年3月30日に高等学校学習指導要領が公示されました。

小・中・高等学校の新学習指導要領において、言語能力の育成を図るため、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要としつつ各教科等の特質に応じて、言語活動を充実することや、学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実することが規定されています。

また、新幼稚園教育要領では、引き続き、幼児が絵本や物語等に親しむことを通して想像したり、表現したりすることを楽しむこと等が規定されます。

3 情報通信手段の普及・多様化

近年の情報通信手段の普及は、子どもの読書環境にも大きな影響を与えています。児童生徒のスマートフォンの利用率の増加、個人が所有する通信ゲームやパソコン等も子どもたちの身近に存在し、SNS※10等情報通信手段の多様化も近年の特徴となっています。

※10 SNS

Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略で、インターネットを介して人間関係を構築できるスマートフォン・パソコンのWebサービスの総称。

第3 子どもの読書活動の推進方策

子どもの読書活動を推進するために、家庭、図書館、地域、保育所・幼稚園・認定こども園、学校等のそれぞれが行うべき具体的な取組を示します。

I 子どもの読書活動の推進体制等の整備

子どもの読書を一層推進するため、教育委員会のみならず福祉部局等が連携することに加え、学校、図書館、民間団体、民間企業といった関係者の連携・協力によって、横断的な取組が行われるような体制を整備するよう努めます。

II 家庭における取組

【家庭の役割】

子どもの読書習慣は、日常の生活を通して形成されるものであり、子どもにとって最も身近な存在である保護者が、子どもの読書活動に機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的に役割を果たしていくことが求められています。

このため、家庭においては、読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだり、図書館に出向いたりするなど、子どもが読書に親しむきっかけを作ることが重要です。また、読書の時間を設けるなどして家族で読書の習慣づけを図ったり、読書を通じて家族で感じたことや考えたことを話し合ったりするなど、読書に対する興味や関心を引き出すように子どもに働きかけることが望まれます。

(1) 家庭における読書を支援する取組

- ・図書館は、こどもお楽しみ会や図書館子どもフェスティバル※11等、親子を対象にした読書に関する行事への参加を促します。
- ・市と図書館は、ブックスタート事業及びセカンドブック事業の継続、充実を図ります。
- ・市は、乳幼児期からの読み聞かせの啓発等、家庭教育支援を一層推進します。
- ・市は、家庭における「家読（うちどく）」※12の取組を奨励します。
- ・市は、子どもと保護者に、子どもの生活リズムの向上やメディアリテラシー※13への理解を促します。

※11 図書館子どもフェスティバル

図書館の利用促進を目的とし、ボランティアと図書館職員が、読み聞かせ、紙芝居、エプロンシアター、人形劇、工作会、移動図書館による貸出、クイズラリー等を行い、子どもと保護者に本とふれあう機会を提供する。

※12 家読（うちどく）

家庭において子どもを中心に家族で同じ本を読むことで、本を媒介として相互理解を深め、家族の絆が一層深まることを目指す活動。

※13 メディアリテラシー

メディアの特性や利用方法を理解し、適切な手段で自分の考えを他者に伝達し、あるいはメディアを流れる情報を取捨選択して活用する能力のこと。

Ⅲ 図書館における取組

【図書館の役割】

子どもにとって図書館は、読みたい本を自由に選び、読書の楽しみを知ることができる場所です。また保護者にとっても、子どもに読ませたい本を選んだり、子どもの読書について司書等に相談したりすることができる場所です。図書館は、子どもやその保護者を対象とした読み聞かせを実施するほか、子どもの読書活動を推進する個人や団体を支援やボランティア活動の機会・場所の提供を行っており、地域における読書活動を推進する上で、中心的な役割を果たすよう努めることが望まれます。

(1) 図書館における読書を支援する取組

① 図書館資料、施設等の整備 移動図書館等の活用

- ・市内図書館・図書コーナーと連携し、充実した図書館サービスの提供を行います。
- ・県立図書館が運用する図書館間ネットワークを活用し、資料と情報の提供を行います。
- ・子どもや子育て中の親が利用しやすいよう、児童コーナーの環境整備を行います。
- ・中・高校生の読書活動を支援するため、ティーンズコーナー※14を設置し、資料の充実を図ります。
- ・移動図書館の運行回数やサービスポイントを見直し、その活用や充実を図ります。

② 情報化の推進

- ・SNSなどを利用した、図書館の情報発信の方法を研究し、情報の提供に努めます。
- ・国立国会図書館デジタル資料送信サービス※15等外部データベースの導入を進めます。
- ・県立図書館デジタル岡山大百科の活用等※16、情報化の推進を進めます。
- ・利用者用パソコンの設置や無料Wi-Fiサービスの提供を継続します。

③ 特別な支援を必要とする子どものための諸条件の整備・充実

- ・大活字本や録音資料、映像資料等の資料の収集・提供を行います。
- ・サピエ図書館※17を活用した録音データ等の提供を行います。
- ・特別支援学校との連携により、読書活動の実態やニーズの把握を行います。
- ・日本語を母国語としない子どもや保護者に対して、外国語児童資料の収集・提供を行います。

④ 子どもや保護者を対象とした取組の企画・実施

- ・こどもお楽しみ会等、親子を対象とした行事の継続・充実を図ります。
- ・子どもや保護者が本を手にとりやすいように、毎月テーマを変えて、資料の展示を行います。

※14 ティーンズコーナー

おもに13歳から19歳までの「子どもと大人の間の世代」を対象にした本を集めたコーナー。

※15 国立国会図書館デジタル資料送信サービス

図書館向けデジタル化資料送信サービス(図書館送信)は、国立国会図書館がデジタル化した資料のうち、絶版等の理由で入手が困難な資料を全国の公共図書館、大学図書館等の館内で利用できるサービス。

※16 県立図書館デジタル岡山大百科

次の3つのサービスから構成される県立図書館の電子図書館システム。

①県内の図書館の所在をまとめて検索できるサービス

②郷土岡山に関するデジタル情報を視聴できるサービス

③県内の図書館等に寄せられた調査相談事例のデータベース

※17 サピエ図書館

点字図書や録音図書等の全国最大の書誌データベース。

- ・子どもの調べ学習に対応できるよう、レファレンスサービス※18を充実させます。

⑤中・高校生を対象とした取組の企画・実施

- ・中・高校生を対象とした行事・イベントの充実を図ります。
- ・中・高校生に、イベントの企画やボランティア活動を行う機会や場所を提供し、図書館利用の促進に努めます。

(2) 司書等の適切な配置・研修の充実

- ・市は、司書の適切な配置に努めます。
- ・市は、県立図書館が実施する研修や講師派遣事業を活用し、司書や図書館事務員の資質・能力等の向上を図ります。

(3) 連携・協力

① 学校図書館等との連携・協力

- ・図書館は、学習活動や読書活動を支援するため、学校図書館に資料の貸出や情報提供等を行います。
- ・図書館は、中・高校生の読書活動の取組を発信するため、中・高校生の展示コーナーを設置する等、学校図書館との連携を密にします。
- ・市は、学校間及び学校と市立図書館との間で、自校にない蔵書の検索システムや図書搬送システムの整備を図ります。

② ボランティア活動の促進

- ・図書館は、県立図書館が実施する研修や講師派遣事業を活用し、ボランティア団体等の資質・能力等の向上を図ります。
- ・市と図書館は、ボランティア活動が円滑に実施できるよう、ボランティアの組織作りを行います。
- ・市と図書館は、ボランティア団体などの情報収集に努め、そのネットワーク化と主体的な取組を支援します。

IV 地域における取組

【地域の役割】

公民館図書室等は、身近な読書活動を行う施設として機能していることも多いことから、図書館と連携し、児童・青少年用図書等の整備に努めるほか、ボランティア等の様々な人々と連携・協力し、読み聞かせ等の子どもの読書活動の機会を提供する取組の実施に努めることが望まれます。

また、放課後や休日に子どもたちが集まる「放課後子ども教室」※19、「放課後児童クラブ」※20等の地域の居場所についても、読書活動に関し専門的な知識を持つ者や地域のボランティア等多

※18 レファレンスサービス（調査相談）

利用者の求めに応じて、図書館職員等が調査・研究に必要な本の紹介や資料・情報の検索・提供等を行うこと。

※19 放課後子ども教室

放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、子どもたちの安全・安心な活動場所（居場所）を設け、幅広い地域住民の参画を得て地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるため、様々な学習・体験プログラムを提供する取組。

※20 放課後児童クラブ

小学生を対象とし、放課後の時間帯に保護者が就労等で不在の児童に対して、地域や保護者等が中心となって適切な遊びや生活の場を提供する。

様な人々の参画を得ながら、図書館と連携・協力して子どもが読書に親しむ取組を行うことが重要です。

さらに、子どもの読書活動を推進する上で、大学図書館が有する知見や資料を活用することは有効です。このため、大学図書館は一般開放や所蔵資料の図書館への貸出等、地域や大学図書館の連携・協力を推進することが望まれます。

(1) 公民館図書室等における取組

- ・図書館は、公民館等への団体貸出や移動図書館の周知・実施に努めます。
- ・図書館は、公民館等に対して読み聞かせボランティア等の情報を提供します。

(2) 放課後子ども教室、放課後児童クラブ等における取組

- ・図書館は、「放課後子ども教室」や「放課後児童クラブ」等で、読み聞かせ等の活動が推進されるよう、公民館等への団体貸出や移動図書館の実施に努めます。
- ・図書館は、主催する「出張おはなし会」や図書館行事等の周知を積極的に行います。

(3) 大学図書館における取組

- ・図書館は、市内図書館と新見公立大学図書館の間で行っている蔵書の相互利用や市内搬送業務（週2回）を継続します。
- ・市内図書館と新見公立大学図書館が共同開催で行う事業の継続・充実を図ります。
- ・図書館は、にのみ子育てカレッジ「にこたん」と連携し、乳幼児を対象にした取組を実施します。

V 学校等における取組

1 保育所、幼稚園、認定こども園（以下、保・幼・こども園）

【保・幼・こども園の役割】

乳幼児期に読書の楽しさを知ることができるよう、保・幼・こども園は、幼稚園教育要領や保育所保育指針等に基づき、乳幼児が様々な体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら絵本や物語に親しむ活動を積極的に行うことが期待されます。あわせて、保・幼・こども園で行っている未就園児を対象とした子育て支援活動の中でも、読み聞かせ等を推進するとともに、保護者に対し、読み聞かせ等の大切さや意義を広く普及することが求められています。

(1) 保・幼・こども園における取組

- ・乳幼児期に絵本や物語等に親しむ活動を行うよう、職員やボランティアによる絵本の読み聞かせ等を積極的に進めます。また、市は、県教育委員会等が実施する各種研修会の周知を行います。
- ・保護者やボランティア等と連携・協力するなどして、読書環境の整備を図ります。
- ・図書館は、団体貸出や「どんどん読書おはなし会」の周知を行います。
- ・図書館は、保・幼・こども園のニーズに応じた配本や、子どもの読書の機会の充実に向けた情報交換や相談等を行います。

2 小学校、中学校、高等学校等

【小学校、中学校、高等学校等の役割】

児童生徒が生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成していく上で、学校はかけがえのない大きな役割を担っています。新学習指導要領においても、言語活動等を充実するとともに、学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、児童生徒の自主的・自発的な読書活動を充実することとされています。

これらを踏まえ、学校においては、すべての児童生徒が自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことができるように適切な支援を行うとともに、そのための環境を整備します。その際、児童生徒の読書の量を増やすことのみならず、読書の質も高めていくことが求められます。

(1) 小学校、中学校、高等学校等における取組

①小学校、中学校、高等学校における読書指導

- ・市は、一斉読書の内容の充実や推薦図書コーナーの設置、読書量の目標設定等、学校の実状に応じて児童生徒の読書に対する興味関心を喚起し、読書習慣を確立する取組を促します。
- ・市は、子ども同士で本を紹介したり話し合いや批評をしたりする活動を、学校の実態に応じて促します。

読書会※21、ペア読書※22、お話（ストーリーテリング）※23、ブックトーク※24、アニメーション※25、書評合戦（ビブリオバトル）※26等

- ・市は、各教科等において、学校図書館の機能を計画的に利活用し、「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業改善を図ることで、児童生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動が充実するよう促します。
- ・市と図書館は、学校等のニーズに応じた配本や児童生徒の読書の機会の充実に向けた情報交換や相談等を行います。

②特別な支援を必要とする児童生徒の読書活動

- ・市は、特別な支援を必要とする児童生徒が豊かな読書活動を行うことができるよう、児童生徒の実態に応じた選書や環境の工夫、機器の活用等を促します。

※21 読書会

数人で集まり、本の感想を話し合う活動です。その場で同じ本を読む、事前に読んでくる、一冊の本を順番に読む等、様々な方法。この取組により、本の新たな魅力に気づき、より深い読書につなげることができる。

※22 ペア読書

二人で読書を行うものであり、家族や他の学年、クラス等様々な単位で一冊の本を読み、感想や意見を交わす活動。この取組により読む力に差がある場合も相手を意識し、本を共有することにつなげることができる。

※23 お話（ストーリーテリング）

語り手が昔話や創作された物語を全て覚えて自分の言葉で語り聞かせ、聞き手がそれを聞いて想像を膨らませる活動。直接物語を聞くことで、語り手と聞き手が一体になって楽しむことができる。

※24 ブックトーク

相手に本への興味が湧くような工夫を凝らしながら、あるテーマに沿って関連付けて、複数の本を紹介する。テーマから様々なジャンルの本に触れることができる。

※25 アニメーション

読書へのアニメーションとは、子供たちの参加により行われる読書指導のことであり、読書の楽しさを伝え自主的に読む力を引き出すために行われる。ゲームや著者訪問等、様々な形がある。

※26 書評合戦（ビブリオバトル）

発表者が読んで面白かった本を一人5分程度で紹介し、その発表に関する意見交換を2～3分程度行う。全ての発表が終了した後に、どの本が一番読みたくなったかを参加者の多数決で選ぶ。ゲーム感覚で楽しみながら本に関心を持つことができる。

3 学校図書館

【学校図書館の役割】

学校図書館は、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり、①児童生徒の読書活動や児童生徒の読書指導の場である「読書センター」としての機能、②児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能、③児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有しています。

これからの学校図書館には、読書活動における利活用に加え、様々な学習・指導場面での利活用を通じて、子供たちの言語能力、情報活用能力、問題解決能力、批判的吟味力等の育成を支え、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を効果的に進める基盤としての役割が期待されます。これらを含め、学校においては、「学校図書館ガイドライン」を参考に、学校図書館の整備充実を図ることが重要です。

さらに、学校図書館は、可能な限り児童生徒や教職員が最大限自由に利活用できるよう、また、一時的に学級になじめない子供の居場所となり得ること等も踏まえ、必要に応じ、地域の様々な人々の参画も得ながら、児童生徒の登校時から下校時までの開館に努めることが重要です。また、登校日等の土曜日や長期休業日等にも学校図書館を開館し、児童生徒に読書や学習の場を提供することも有効です。

加えて、蔵書の貸出の促進、児童生徒に本を借りることを習慣化させる取組が図られることが重要です。

(1) 学校図書館の取組

①学校図書館資料の整備・充実

- ・市は、各学校の事情に沿った資料の計画的な整備・充実を図ります。
- ・市は、学校図書館図書標準を達成するように努めます。
- ・図書館は、学習活動や読書活動を支援するため、学校図書館に資料を貸し出します。

②学校図書館施設の整備・充実

- ・市は、学校の余裕教室・スペースを読書コーナーとして活用するなど、児童生徒にとって利用しやすい環境の充実を図ります。
- ・市は、司書教諭や学校司書等を中心とした教職員の協力やボランティアの受入により、環境の整備が進むように努めます。

③学校図書館の情報化

- ・市は、学校図書館の電算化を行い、学校間の蔵書・利用者データを一元管理し、学校間及び公共図書館との連携を進めます。

(2) 人的体制の整備

①司書教諭の配置

- ・市は、12学級以上のすべての学校に司書教諭を引き続き配置します。
- ・市は、教職員の指導力の向上や学校図書館・公立図書館等を活用した指導の充実を図ります。

②図書館司書・事務員の配置

- ・市は、平成29年度から実施している学校図書館事務員派遣の継続・充実を図ります。
- ・図書館司書は、学校図書館事務職員を支援し、学校における読書活動を充実させます。
- ・市と図書館は、県立図書館が実施している研修講座や講師派遣事業を活用して、学校司書等の資質向上を図ります。

VI 民間団体の活動に対する支援

【民間団体の役割】

民間団体は、子どもの読書活動に関する理解や関心を高めるとともに、子どもが読書に親しむ様々な機会を提供するなど、子どもの自主的な読書活動を推進することに大きく寄与しています。例えば、全国レベルでは、読書週間等のキャンペーン、読書感想文コンクール、家庭における読書を積極的に推奨する運動、全国各地を訪問して行う読み聞かせやフォーラムの開催、読書活動に関する専門的知識を有する者の養成、子ども同士で本を紹介したり話合いや批評をしたりする活動等が行われています。

市は、域内のボランティアグループや企業の社会貢献活動の取組等の状況を把握するとともに、子どもの読書活動を推進する活動で公共性が高いと認められるものについては、活動の場の確保のため、域内の公民館等の公共施設の利用に便宜を図るなど、奨励方策を講ずることが期待されます。

(1) 民間団体の活動に対する支援

- ・市は、「子どもゆめ基金」の情報等、読書活動の推進に資する情報が民間団体等に届きやすい環境の整備に努め、その取組を支援します。
- ・市は、ボランティア等に対して、学校等や子どもたちの実態・ニーズについて学校等と共有し、読み聞かせ等の取組について、連携・協働が図られるよう促します。

VII 普及啓発活動

【普及啓発活動の推進、優れた取組の奨励と優良図書の普及】

「子ども読書の日」(4月23日)は、「国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため」(推進法第10条第1項)に設けられたものです。このため、市は、「子ども読書の日」の趣旨にふさわしい事業を引き続き実施するよう努めるとともに、文字・活字文化についての関心と理解を深めるために設けられた「文字・活字文化の日」(10月27日)においても、その趣旨にふさわしい行事が国民の間で実施されることが求められます。

国は、子どもの読書活動を推進するため、子どもが読書に興味を持つような活動、関係者の資質向上のための活動、関係する機関や団体間の連携等において特色のある優れた実践を行っている都道府県、市町村、学校、図書館、民間団体及び個人に対し表彰等を行うことにより、その取組の奨励を図っています。

また、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第8項の規定により、社会保障審議会では、福祉文化分科会を設け、児童の福祉に資する出版物を児童福祉文化財として推薦しています。

（1）「子ども読書の日」を中心とした全国的な普及啓発の推進

- ・図書館は、「子ども読書の日」（4/23）や春の「こどもの読書週間」（4/23～5/12）、秋の「読書週間」（10/27～11/9）を中心に、その趣旨にふさわしい行事を実施します。
- ・市は、市や図書館のホームページ等を活用し、読書に関する情報提供等を積極的に行います。
- ・市は、図書館や関係機関、民間団体等と連携・協力しながら啓発活動を推進します。
- ・市は、図書館や学校等、ボランティア等の子どもの読書活動に関わる情報を積極的に収集するとともに、実践実例集の作成や広報誌、市や図書館のホームページ等で提供します。

（2）優れた取組に対する表彰等

- ・市は、特色のある実践を行って表彰された学校や図書館民間団体等の取組を周知することに努めます。

（3）優良な図書の普及

- ・市は、児童福祉法の規定により、推薦された優良図書を周知します。
- ・図書館は、推薦された優良図書の収集に努めます。

